

秋田県総合食品研究センターロゴマーク使用規程

（目的）

第1条 この規程は、秋田県総合食品研究センターが管理するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 ロゴマークの名称と使用できる対象物は、別表に定めるものとする。

2 このロゴマークを使用できる対象者は、前項で定めた製品の製造販売等を行う事業者とする。

（使用の承認）

第3条 ロゴマークを使用する者はあらかじめ秋田県総合食品研究センター所長（以下「所長」という）の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- （1） 報道及び広報の目的で使用する時。
 - （2） ロゴマークが表示された製品を取り扱う販売業者、飲食店営業者等が宣伝または販売促進の目的で使用する時。
 - （3） 教育または研究の目的で使用する時。
- 2 所長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に当該使用に係る仕様がわかるものを添えて、所長に提出しなければならない。
- 4 所長は、使用を承認するときはロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 5 所長は、以下の各号に該当する場合にはロゴマークの使用を不承認とし、ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （1） 秋田県由来の産品としての品位を損ねるおそれがあると判断した場合。
 - （2） 他の類似品と比べて著しく高額である場合など、消費者に不当な損害を与えるおそれがあると判断した場合。
 - （3） 公序良俗に反する製品など、所長がロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあると判断した場合。
 - （4） その他、所長がロゴマークの使用が不適當であると判断した場合。

（承認事項の変更）

第4条 前条第4項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更が有る場合は、ロゴマーク使用承認変更申請書

(様式第4号)を事前に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第5条 所長は、使用者が第3条第5項各号に該当すると判断した場合あるいは第9条の定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により当該承認を取り消すとともに、当該使用者への承認を取り消した旨を公表することができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、秋田県は、その責めを負わない。

(使用の期間)

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、特に定めない。ただし、所長が特に必要と認めるときには、使用者に対してロゴマークの使用終了を指示することができる。使用終了を指示された使用者は、所長の指定する期日までに使用を終了しなければならない。

2 所長は使用者に対してロゴマーク使用実績報告書(様式第6号)によるロゴマーク使用実績報告の提出を求めることができる。使用者は指示した期日までに報告書を提出しなければならない。

3 平成29年4月1日付けで廃止した「白神こだま酵母」ロゴマーク使用規程、秋田オリジナル麺「あめこうじ」ロゴマーク使用規程、「秋田しょつつる」ロゴマーク使用規程、「AKITA 雪国酵母」ロゴマーク使用規程による各ロゴマーク使用者も、本規程による承認を受けたものとみなし、特に期間を定めずに各ロゴマークを使用できるものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマークのデザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークのデザインや色は、別記各号を基本とする。ただし、モノクロームで使用する場合など、指定色どおりでの使用が困難な場合には、やむを得ないと認められる範囲で色の変更を認めるものとする。
- (2) ロゴマークを使用する際は、ロゴマーク中に表示される文字の判読が十分可能な大きさで使用する。
- (3) ロゴデザインガイドライン、使用マニュアル等が別途定められたロゴマークを使用する際には、これを遵守すること。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインの形状を変更しないこと。
- (2) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと。ただし、第3条第1項各号に該当する場合には、ロゴマークのイメージデータのみを他者に無償で譲渡することができるものとし、再譲渡は認めない。
- (3) 商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど独占的に使用しないこと。

(無断使用への対応)

第10条 第3条の承認を受けないでロゴマークが使用された場合は、所長はその無断使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「白神こだま酵母」ロゴマーク使用規程、秋田オリジナル麺「あめこうじ」ロゴマーク使用規程、「秋田しょつつる」ロゴマーク使用規程、「AKITA 雪国酵母」ロゴマーク使用規程は廃止する。

この規程は令和元年8月8日から施行する。

この規程は令和2年12月18日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	対象物 ^{注)}
白神こだま酵母	白神こだま酵母を使用して製造販売する製品
秋田オリジナル麴 「あめこうじ」	秋田オリジナル麴「あめこうじ」製造認定業者として認定された事業者がC K 3 3種麴菌を用いて製造販売する麴、またはこの麴を使用して製造販売する製品
秋田しょつつる	秋田県内で製造したしょつつる、またはこのしょつつるを使用して製造販売する製品
AKITA 雪国酵母	AKITA 雪国酵母を使用して製造販売する製品
秋田米使用食品	あきたコメ活プロジェクト参加企業が製造・販売する秋田米を使用した製品

注) 対象物には、ロゴマーク商品の周知及び販売拡大に繋がると判断される手段、素材及び媒体等も含む。

別記（第8条関係）

（1）「白神こだま酵母」ロゴマークデザイン



（2）秋田オリジナル麺「あめこうじ」ロゴマークデザイン



(3) 「秋田しょっつる」ロゴマークデザイン



(4) AKITA 雪国酵母ロゴマークデザイン

AKITA 雪国酵母

Akita Snow Country Yeast

(5) 秋田米使用食品（基本ロゴマーク）



〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）秋田県総合食品研究センター 所長

（申請者）
商号又は名称
代表者氏名印

ロゴマーク使用承認申請書

秋田県総合食品研究センターロゴマーク使用規程第3条第3項の規定により、次のとおり使用の承認を受けたいので資料を添えて申請します。

- 1 使用ロゴマーク
（白神こだま酵母・あめこうじ・秋田しょつつる・AKITA 雪国酵母・秋田米使用食品）
- 2 使用対象物
（対象製品名のほか、使用する製品への印刷・貼付、看板・ノボリ・ポスター等の販促グッズ等及び書籍や媒体等があれば記載）
- 3 使用対象物の生産・製造場所
代表所在地：
（申請者と製造者が異なる場合、製造者名も記載）
- 4 担当者氏名・連絡先
郵便番号：
住所：
電話番号：
氏名：
メールアドレス：
- 5 その他特記事項

総食研 _____
〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）
商号又は名称
代表者職氏名

秋田県総合食品研究センター 所長 印

ロゴマーク使用承認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で申請のありましたロゴマーク使用について、使用規程第3条第4項の規定により、使用の承認を決定しましたので通知します。

- 1 使用ロゴマーク
(白神こだま酵母・あめこうじ・秋田しょつつる・AKITA 雪国酵母・秋田米使用食品)
- 2 使用対象物
- 3 使用対象物の生産・製造場所
代表所在地：
(申請者と製造者が異なる場合、製造者名も記載)
- 4 担当者氏名・連絡先
郵便番号：
住所：
電話番号：
氏名：
メールアドレス：
- 5 その他特記事項

総食研 _____
〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）
商号又は名称
代表者職氏名

秋田県総合食品研究センター 所長 印



ロゴマーク使用不承認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で申請のありましたロゴマーク使用について、使用規程第3条第5項の規定により、以下のとおり使用の承認を認めない旨決定しましたので、通知します。

- 1 使用ロゴマーク
（白神こだま酵母・あめこうじ・秋田しょつつる・AKITA 雪国酵母・秋田米使用食品）
- 2 使用対象物
- 3 使用承認ができない理由

様式第4号（第4条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）秋田県総合食品研究センター 所長

（申請者）

商号又は名称

代表者氏名印

ロゴマーク使用承認変更申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け総食研ー で承認を受けたロゴマークの使用について、使用規程第4条の規定により、次のとおり変更の承認を受けたいので資料を添えて申請します。

1 使用ロゴマーク

（白神こだま酵母・あめこうじ・秋田しょつつる・AKITA 雪国酵母・秋田米使用食品）

2 使用対象物

3 変更内容

様式第5号（第5条関係）

総食研 ———

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）

商号又は名称

代表者職氏名

秋田県総合食品研究センター 所長 印

ロゴマーク使用承認取消通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け総食研— で承認したロゴマークの使用について、使用規程第5条の規定により、下記の理由によって承認を取り消しますので通知します。

1 使用ロゴマーク

（白神こだま酵母・あめこうじ・秋田しょつつる・AKITA 雪国酵母・秋田米使用食品）

2 使用対象物

3 取消理由

様式第6号（第6条第2項関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）秋田県総合食品研究センター 所長

（申請者）

商号又は名称

代表者氏名印

ロゴマーク使用実績報告書

秋田県総合食品研究センターロゴマーク使用規程第6条第2項の規定により、以下のとおり使用実績を報告します。

1 使用ロゴマーク

（白神こだま酵母・あめこうじ・秋田しょつつる・AKITA 雪国酵母・秋田米使用食品）

2 使用対象物

3 使用対象物の生産数量、配布数量等

（ロゴマーク使用数量等を記載した資料添付）

4 使用場所

（製品へ印刷・貼付等の場合は主たる販売店等の名称、看板・ノボリ・ポスター等の場合は主たる掲示場所を記載）

5 その他添付資料

（ロゴマーク使用品の現物、写真等）